

事務局だより



理念《自主・自立・共働・共助》

公益社団法人大分市シルバー人材センター
大分市高城西町 32-16/ ☎ 097-552-3220
http://oita.o-sjc.com/

平成 26 年 12 月号
(発行日 平成26年11月25日)

剪定部会の会員さん 個人請負・無届就業をいかに減止めませんか！！

<以下 佐藤事務局長記述>

・個人請負・無届就業は何も剪定業務に限ったことではないと思いますが、剪定業務以外では殆ど聞いたことがありませんので、今回は剪定業務に特定して書かせて頂きました。真面目に業務に取り組んでおられる多くの剪定部会員さんには腹立たしい思いでしょうが、当センターにとってはゆゆしき事態でありますのでお許してください。

■ 個人請負の存在については、私の着任時(H23.5月)に安東前理事長からお聞きしたことがあります。シルバーという大きな看板を背負っている会員さんにとって、このような犯罪的行為などあり得ないという思いから、その時はあまり気にかけませんでした。

■ しかしながら、ここ1~2ヶ月の短期間で10件程の個人請負或いは個人請負が疑われる事例に接し、一体どのくらい個人請負が行われているのだろうかという強い猜疑心に駆られると同時に、何故もっと早くから事務局挙げてこの問題に取り組んでいかなかったのかと、残念な気持ちで一杯であります。

- 剪定部会 150名の会員の皆さん！教えて下さい。
一体、何時から、どんなきっかけで個人請負を始めたのですか・・・？シルバー会員としての良心の呵責はなかったですか・・・？
- もう一つ教えて下さい。個人請負のメリットは何ですか・・・？
通常就業に比べて何が魅力だから個人請負に走るのですか・・・？ その場で現金収入が得られるからですか・・・？
- もう一つ教えて下さい。事故が起こったらどうするか予め考えておられますか・・・？
重大事故でも発生すればシルバー会員としての名前が出ますよ。事務局は知らないで済みますか。「無届就業なので、シルバー事務局には一切責任はございません」で世間は果たして許してくれるでしょうか・・・？
- もしかして、個人請負がルール違反だとは少しも思っていないのではないのですか・・・？ルール違反だとは判っているが、センターには個人請負を取り締まる罰則がないから続けるのですか・・・？ 要するに、お咎めがないから別に怖くないから止めないのですか・・・？
- 次に、個人請負が判明した典型的事例を3例列挙します。勿論お客さんからの連絡がないと判りません。

※ 具体例①

□お客さん A 電話：毎年来てくれている〇〇会員さんは高齢で危険です。今年は他の会員に替えて下さい。

⇒ 事務局のコンピュータでAさんからの受注履歴を調べると、Aさんからの注文はH20年10月で途切れており、H21年からH25年までは〇〇会員の個人請負と判明した。

※ 具体例②

□ お客さん B 電話：今年も△△会員さんをお願いします。毎年お願いしております。

⇒ 事務局のコンピュータでBさんからの受注履歴を調べると、Bさんからの注文はH17年10月で途切れており、それ以降は△△会員の個人請負と思われたので、△△会員に事情聴取した。その結果、△△会員は「最近の3~4年程個人請負をしたが、それ以前は別の会員がやっていた。その会員から引き継ぎました」とのこと。聞いて呆れました。引き継ぎまでして10年近く個人請負を続けていたとは・・・。

※ 具体例③

□ お客さん C 来所：平成20年頃■ ■会員さんから事務費が必要ないので安くなるからと誘われ、個人請負が始まった。しかし、毎年請負金額が増えるし、何故増えるかも説明しない。領収書もくれない。今年から正規の会員さんをお願いします。

⇒ お客さんが夫婦揃って事務局にお見えになり、個人請負の実態を教えてくださいました。

- 個人請負・無届就業の禁止につきましては、私が着任以来、24年度に1回、25年度に2回、本年度に1回事務局だよりで切実に訴えてまいりました。そして、今回が5回目となります。
- 5回も同様なお願いをすること自体情けなく、また、腹立たしいものではございますが、私がこれほど執拗なまでに個人請負・無届就業禁止を訴える理由は二つあります。一つは、何も事務費収入が確保出来なくなるからだけではありません。個人請負・無届就業中における事故発生の場合の大きなリスクを懸念するからであります。
- もう一つの理由は、個人請負として処理されているお客さんの中に、開拓員の努力により当センターにご依頼頂くようになった方が存在してはいないかという懸念です。
- 就業開拓員は随分以前から活動しておりますし、現在も1名頑張っております。この努力が無になるとしたら私は許せません。
- 事務局としては遅きに失した感がありますが、新年度から会員就業規約を大幅に改正して個人請負発覚時における罰則規定を設ける予定です。しかしながら個人請負を無くすことは、最終的には会員の皆さんの良心・自覚に頼るしか他に手立てはございません。どうか今後はシルバー事業の原点・**お客様・事務局・会員**・・・に帰って頂くことを切にお願いいたします。

互助会旅行のお礼

10月27日、28日に鹿児島・宮崎方面への1泊での互助会旅行が行われました。霧島山周辺の火山活動の動きなどで行程が一部変更されましたが無事終了いたしました。関係者の皆様お疲れ様でした。

就業のご案内

以下の就業について、早急に会員さんを募集しています。詳細については担当者へお問い合わせください。

職種	場所	休日	勤務時間	担当者
駐車場整理	小池原(パーラーエル)	2回/月	12:00~20:00	上西
調理補助	金池(コモドホテル)	2日/週	5:00~11:00	佐藤友紀